

【集団指導】 長崎県高齢者権利擁護等推進事業



『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律について』

高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要①

(平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義(法第2条)

- 「高齢者」とは、**65歳以上の者**をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

国・地方公共団体の責務等(法第3条)

- ①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要②

1. 高齢者虐待の早期発見への努力義務(第5条)
2. 虐待を受けた高齢者保護のための施策への協力に関する努力義務(第5条)
3. 高齢者虐待の防止等のための措置(第20条)
4. 高齢者虐待を発見した人は、通報の義務(第7条、第21条)

※ 通報は、守秘義務によってこれが妨げられることはなく、また、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けるとはありませぬ(虚偽・過失によるものを除く)。

虐待行為は違法です。
基本的人権の侵害にあたります。
場合によっては傷害罪や横領など刑法犯罪に該当する可能性があります。

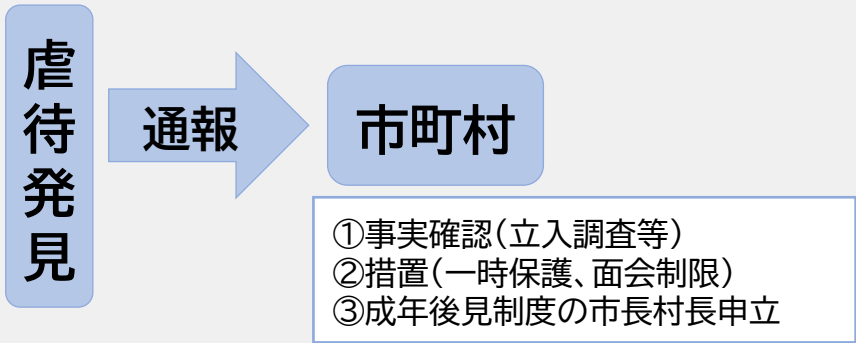
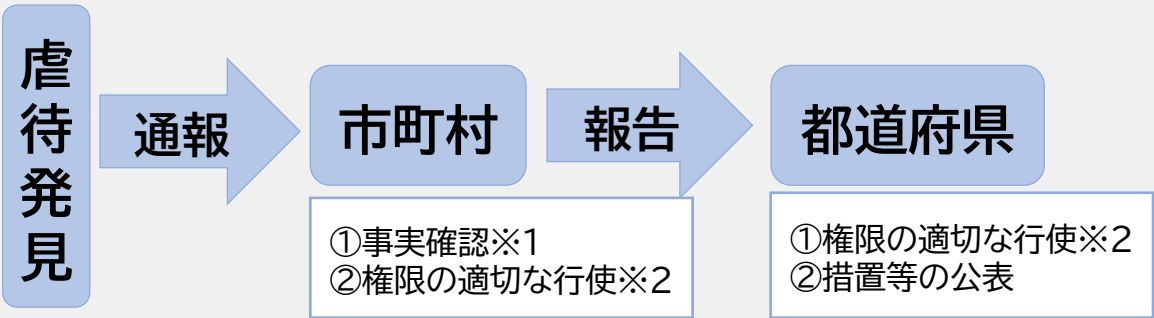
参考)養介護施設従事者等の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は 「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

(※)業務に従事する者とは、**直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む**(高齢者虐待防止法第2条第5項)

高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要③

養護者、養介護施設従事者等による虐待別にスキームとして簡潔にまとめると、このスライドに示すようなものになります。

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)	養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)
<p>[市町村の責務]相談・通報受理、居室確保、養護者の支援</p> <p>[都道府県の責務]市町村の施策への援助等</p>	<p>[市町村の責務]相談・通報受理、老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使</p> <p>[都道府県の責務]老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使、措置等の公表</p> <p>[設置者等の責務]当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施</p>
<p>[スキーム]</p>  <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B --- C["①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、面会制限) ③成年後見制度の市長村長申立"] </pre>	<p>[スキーム]</p>  <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] B --- D["①事実確認※1 ②権限の適切な行使※2"] C --- E["①権限の適切な行使※2 ②措置等の公表"] </pre> <p>※1高齢者虐待防止法の主旨を踏まえた任意調査、介護保険法に基づく実地指導・監査 ※2老人福祉法・介護保険法の規定に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等</p>

①身体的虐待

(1)暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為

- ・平手打ちする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる
 - ・刃物や器物で外傷を与える
- など

(2)本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為

- ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする
 - ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする(※)
- など

※ 高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為

(3)本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為

- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する
 - ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる
- など

(4)本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する
(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する)
 - ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない
- など

②介護・世話の放棄・放任

(1)意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、**高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること**

- ・入浴しておらず、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
- ・室内にごみを放置する、冷暖房をつかわせないなど劣悪な住環境の中で生活させる など

(2)専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、**高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する**

- ・徘徊や病気の状態を放置する
- ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的なケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する
- ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る など

(3)同居人等による**高齢者虐待と同様の行為を放置する**

- ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する
- ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する など

③心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すことなどにより、高齢者に恥をかかせる
(排泄の失敗、食べこぼしなど)
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・侮蔑を込めて、子どものように扱う
- ・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。
- ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する
- ・家族や親族、友人等との団らんから排除する など

④性的虐待

本人への性的な行為の強制又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する
- ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする
- ・性器を写真に撮る、スケッチをする
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する
- ・わいせつな映像や写真を見せる
- ・自慰行為を見せる など

⑤経済的虐待

本人の合意なし(※)に、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。
あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望をする金銭の使用を理由なく制限する

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な使用より、他の家族の使用を優先する
- ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う など

経済的虐待については、**養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し、対応することになる。**

※ 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の子帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

①身体的虐待

(1)暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為^(※)

- ・平手打ちする。つねる。殴る。蹴る。
 - ・ぶつかって転ばせる
 - ・刃物や器物で外傷を与える
 - ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる
 - ・本人に向けて物を投げつけたりする
- など

※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができる。

(2)本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に取り扱う行為

- ・医学的判断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する
 - ・介護しやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける
 - ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる
 - ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる
 - ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする
 - ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る
- など

(3)「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等

- ・介護保険法及び老人福祉法に基づいた施設等では、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない」と定義しており、身体的拘束等を原則禁止している。

②介護・世話の放棄・放任

(1)必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神的状態を悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる
- ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る
- ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環に置かせる など

(2)高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状態にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない
- ・処方通りの服用をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない
- ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る など

(3)必要な用具の使用を制限し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かない所に置く
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない など

(4)高齢者の権利を無視した行為又はその行為を放置する

- ・他の利用者に暴力をふるう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない
- ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等言い、その後の対応をしない
- ・必要なセンサーの電源を切る など

②介護・世話の放棄・放任

(5)その他職務上の義務を著しく怠ること

- ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る など

③心理的虐待

(1)威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る
- ・「ここ(施設・居宅)にいらなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言ひ脅す など

(2)侮辱的な発言、態度

- ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する
- ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う
- ・排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ
- ・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。 など

(3)高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる) など

③心理的虐待

(4)高齢者の意欲や自尊心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする など

(5)心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない など

(6)その他

- ・車椅子での移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする など

④性的虐待

本人への性的な行為への強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する
- ・性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)
- ・わいせつな映像や写真を見せる
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する
- ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない など

⑤経済的虐待

**本人の合意なしに(※)、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること
あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望をする金銭の使用を理由なく制限すること**

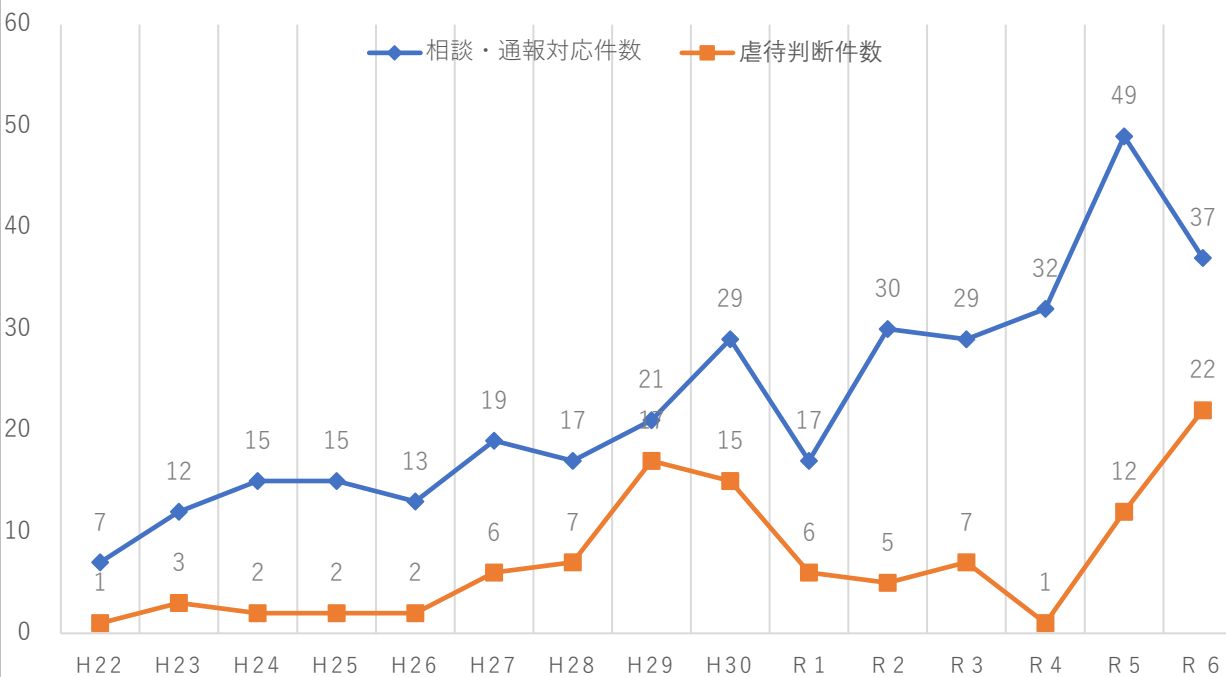
- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない など

※ 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の子帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

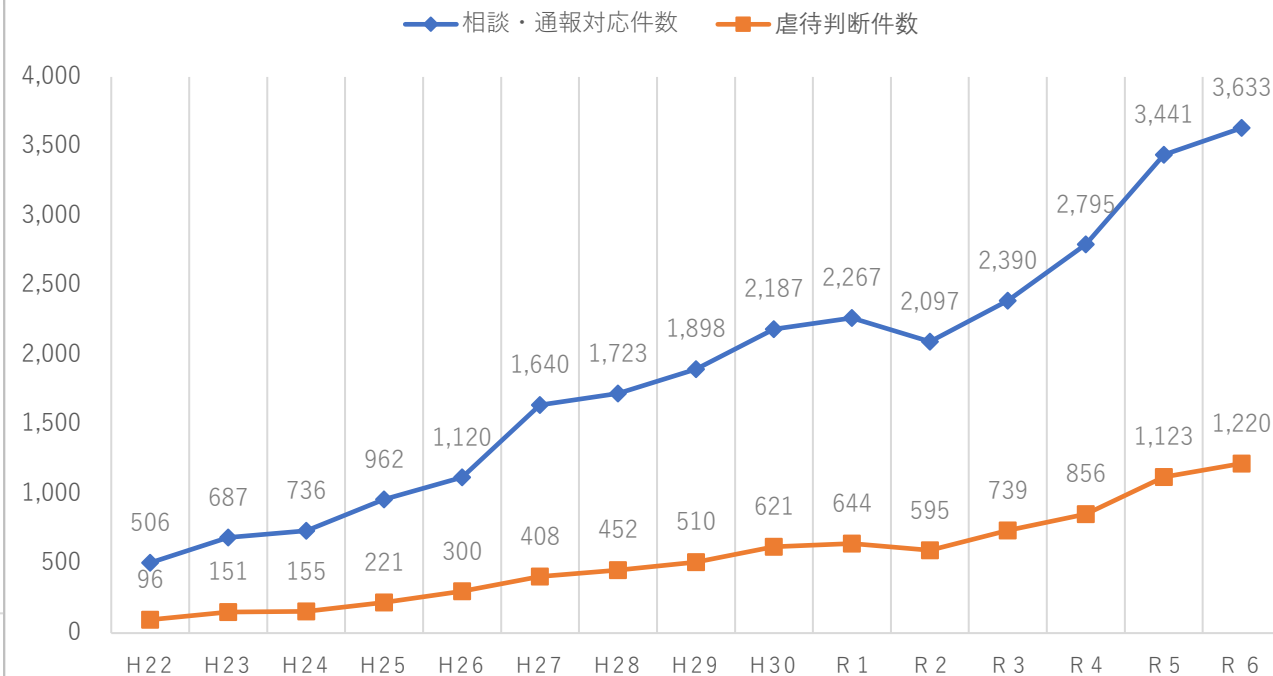
令和6年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

長崎県の推移



全国の推移



長崎県における相談・通報件数は37件、虐待と認められたのは22件。

(虐待種別: 心理的虐待が70%と最も多く、次いで身体的虐待40%、ネグレクト14%、経済的虐待4.0%の順)

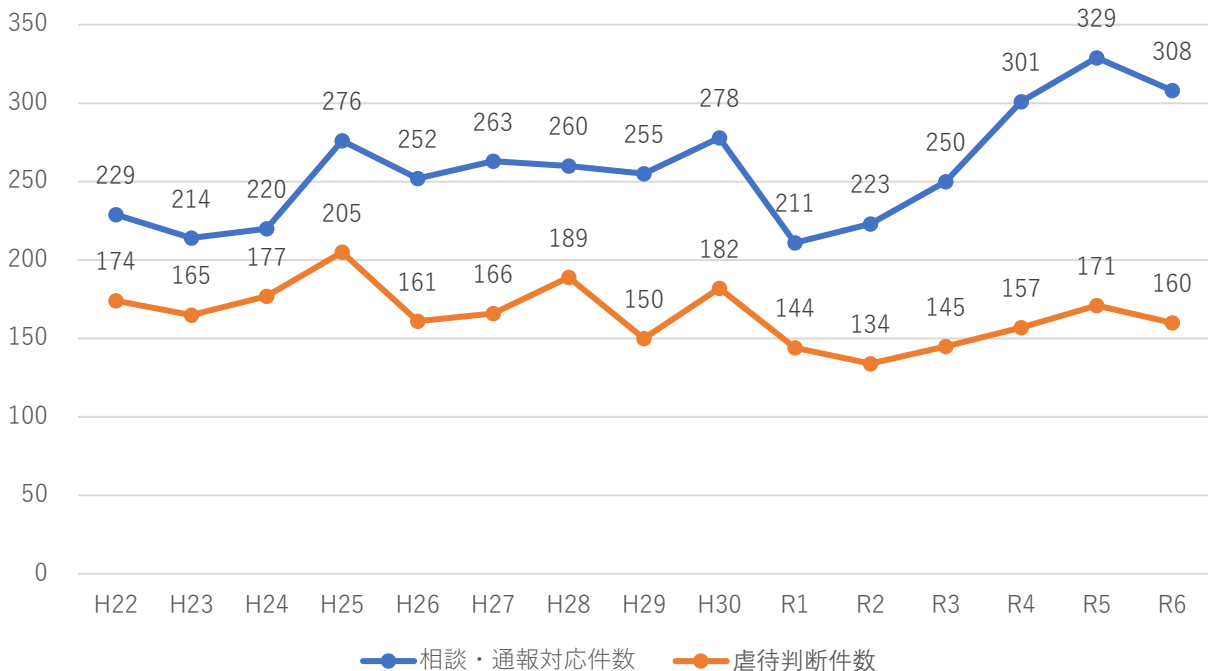
全国における相談・通報件数は3,633件、虐待と認められたのは2,335件。

(虐待の種別: 身体的虐待が51.1%と最も多く、次いで心理的虐待27.7%、ネグレクト25.7%、経済的虐待10.3%、性的虐待3.4%の順)

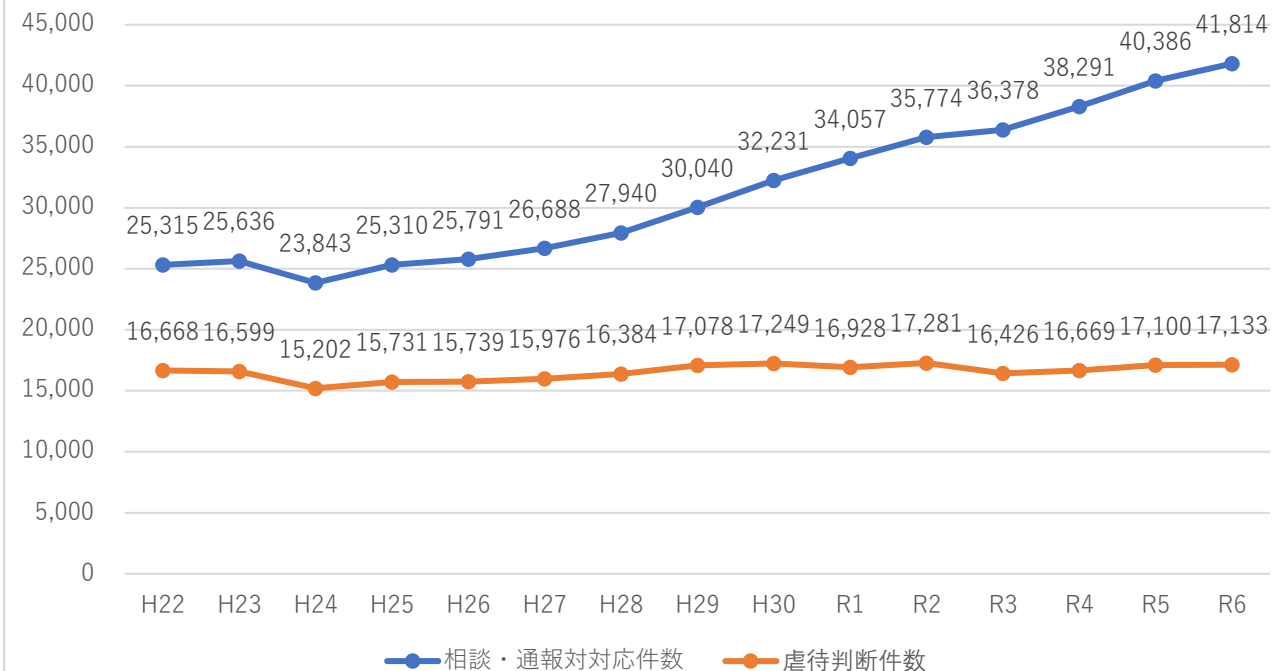
令和6年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

・養護者(家族、親族、同居人等)による高齢者虐待

長崎県の推移



全国の推移



長崎県における相談・通報件数は308件、虐待と認められたのは160件。

(虐待の種別: 身体的虐待が65.2%と最も多く、次いで心理的虐待44.1%、ネグレクト17.4%、経済的虐待14.9%、性的虐待0.6%の順)

全国における相談・通報件数は41,814件、虐待と認められたのは17,133件。

(虐待の種別: 身体的虐待が64.1%と最も多く、次いで心理的虐待37.2%、ネグレクト19.7%、経済的虐待16.4%、性的虐待0.4%の順)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令における虐待防止規定の創設について(令和3年厚生労働省令第9号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日:令和3年4月1日(施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける)

基準省令改正に伴う高齢者虐待防止のための体制整備の義務化

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)
2. 虐待防止のための指針
3. 虐待防止のための従業者に対する研修
4. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

※留意事項

- ・全ての介護サービス等(居宅介護支援、居宅療養管理指導、福祉用具貸与・販売等も含む)が対象である。
- ・施設・事業所の規模に関わらず取り組むが必要。
ただし、員会や研修の複数事業所による合同開催等の工夫は可能。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)参照



令和3年度老人保健健康増進等事業
「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」から抜粋

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

(令和6年厚生労働省告示第86号)

高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止の推進

告示改正

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）

【単位数】

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

【算定要件】

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

※福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間を設ける。

「令和6年度介護報酬改定における改訂事項について」より抜粋

- ・令和6年4月1日以降、経過措置の終了に伴い、高齢者虐待の防止が「努力義務」から「義務」へ変更。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が、1つでも講じられていない場合、基本報酬を減算。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)

(令和6年3月15日)

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算について

問 167 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。

- (答)
- ・ 減算の適用となる。
 - ・ なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

○ 虐待防止委員会及び研修について

問 170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行う必要があるのか。

- (答)
- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行うしていただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
 - ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
 - ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
 - ・ なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
 - ・ また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例（※）を参考にされたい。
- (※) 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

身体拘束廃止について（身体拘束ゼロへの取り組み）

国

- 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催(平成12年6月、平成13年3月・12月)
- 「身体拘束ゼロへの手引き」の作成・普及(平成13年度)

都道府県

- 身体拘束ゼロ作戦推進協議会の開催(平成13年度～)※1
- 身体拘束相談窓口の設置(平成13年度～平成17年度)※2
- 相談員養成研修の実施(平成13年度～平成17年度)※2
- 身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催(平成14年度～平成17年度)※2
- 権利擁護推進員養成研修・看護職員研修の実施(平成17年度～)※1
- 身体拘束廃止事例等報告検討会の開催(平成18年度～)※1

※1平成19年度以降は「高齢者権利擁護等推進事業」に移行 ※2平成18年度以降は介護保険法上の「地域支援事業」に移行

市町村

- 身体拘束相談窓口の設置(平成18年度～)※3
- 相談員養成研修の実施(平成18年度～)※3
- 身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催(平成18年度～)※3

※3介護保険法上の「地域支援事業」として実施

施設

- 介護保険指定基準上、原則身体拘束禁止を規定(平成12年度)
- 介護報酬上、身体拘束廃止未実施減算を新設(平成18年度)
- 身体的拘束適正化検討委員会の定期的開催・減算率の見直し等(平成30年度)

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為を指す。

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

「緊急やむをえない場合」に該当する3要件

緊急やむを得ない場合とは、『**切迫性**』『**非代替性**』『**一時性**』の3つの要件(例外3原則)すべてを満たす必要がある。

3つの要件を全て満たし、要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されていることが必要

1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2. 非代替性


身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※留意事項

- ・「緊急やむを得ない」場合の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で三要件の確認や判断を組織的・客観的に行う必要がある。
- ・身体拘束の態様及び時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由等を本人や家族等に対して十分に説明し、身体拘束に関する記録を作成し、2年間保存する必要がある。
- ・家族が希望するから、ということも、身体拘束を行う根拠とはなりません。

ポイント  身体的拘束は、緊急やむを得ない場合の一時的なものである。
すみやかに解除できるよう努めなければならない。

○身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害
- ・食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

○精神的弊害

- ・本人は縛られる理由も分からず、生きる意欲を奪われる。
- ・不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔

○社会的弊害

- ・看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと。また、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。
- ・身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。

身体拘束等の適正化の推進(平成30年度介護報酬改定)

○身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

○身体拘束廃止未実施減算について、平成30年度介護報酬改定において、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、その未実施の場合の減算率の見直しを行った。

<改定前> 身体拘束廃止未実施減算 5単位/日減算

➡

<改定後(現行)> (※居住系サービスは「新設」)
10%/日減算

【見直し後の基準(追加する基準は下線部)】

身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における上記の委員会については、運営推進会議を活用することができる。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第11条第4項

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

身体拘束等の適正化の推進(令和6年度介護報酬改定)

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

身体拘束等の適正化の推進(令和6年度介護報酬改定)

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>
なし



<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 **(新設)**

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。



高齢者権利擁護推進員養成研修

国の権利擁護推進員養成研修の標準カリキュラムに準拠

長崎県独自の研修

I 基礎課程 (1日間×年2回)

【目的】
居宅サービス事業所、介護保険施設等の従事者として必要な高齢者虐待防止法の基本的理解、身体拘束に関する基礎的知識等を習得する。

【対象者】
居宅サービス事業所、介護保険施設等の従業者（実務経験が3年未満の新任職員等）

【時間】
講義・演習 6時間（1日間）

【開催地区】
8圏域を年2回、4年ごとに巡回
R7 長崎・壱岐

II 実践課程 (前半2日間、60日間実習、後半1～2日間×年1回)

【目的】
居宅サービス事業所、介護施設等の指導的立場にある者として、専門知識と実践技術を習得し、自施設で実践する。

【対象者】
基礎課程修了者で、居宅サービス事業所、介護施設等で指導的立場にある者

【時間】
講義・演習 12時間（6時間×2日間）
居宅・施設内実習（60日間）
報告会(施設・在宅)(6時間×1～2日間)

【開催地区】
長崎・佐世保・県央（年1回、3年ごとに巡回）
R7 長崎

III 管理者課程 (1日間×年2回)

【目的】
居宅サービス事業所、介護施設等の経営者、管理者として、権利擁護に関する法的知識等を理解し、介護の質の向上に取り組む責任者の意識向上を図る。

【対象者】
①居宅サービス事業所等の経営者、管理者
②介護施設等の経営者、管理者等

【時間】
① 講義・演習 5時間 × 1日間（1月）
② 講義・演習 5時間 × 1日間（2月）

【開催方法】
オンライン形式により開催
テレビ会議(cisco webex Meetings)

○高齢者虐待防止

【1】高齢者の虐待防止 長崎県ホームページ

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/gyakutai/gyakutaibousi/>

【2】介護施設・事業所における虐待防止研修プログラム MS&ADインターリスク総研

(研修プログラムの使い方)

https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2020_welfare_ap_2.pdf

(研修担当者及び司会資料)

https://www.irric.co.jp/reason/research/2020_welfare_ap_doc/index.php

(学習者用視聴動画)

Step1【A】https://www.irric.co.jp/reason/research/2020_video_a/index.php

Step1【B】https://www.irric.co.jp/reason/research/2020_video_b/index.php

【3】介護現場のための高齢者虐待防止教育システム 認知症介護研究・研修仙台センター

https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_60_center_3.php

【4】「その人らしさ」を大切にしたいケアを目指して－施設・事業所で高齢者虐待防止に取り組む皆さまへ－

(公財)東京都福祉保健財団

<https://www.fukushizaidan.jp/wp-content/docs/105kenriyogo/oyakudachi/shousasshi.pdf>

○身体拘束廃止

- 【1】介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001484658.pdf>
- 【2】身体拘束廃止のためのケアの工夫実例集～ファースト・ステップ～ 日本慢性期医療協会
https://jamcf.jp/pdf/2015/0308_book_shintaikousoku.pdf
- 【3】身体拘束ゼロの実践に向けて 介護施設・事業所における取組手引き 公益社団法人 全日本病院協会
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248433.pdf>

○ストレスマネジメント

- 【1】ストレスケアブック 山形県福祉人材センター
<https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/book/stresscare/> ※電子書籍のため、閲覧にはアプリ等が必要
- 【2】介護現場のための高齢者虐待防止教育システムについて 川崎市
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000065491.html>

○認知症ケア

【1】平成21年度 初めての認知症介護「食事・入浴・排泄編」解説集

認知症介護研究・研修仙台センター

https://dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_35_center_3.php

【2】平成25年度 続・初めての認知症介護「徘徊・興奮暴力・帰宅願望編

認知症介護研究・研修仙台センター

https://dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_228_center_3.php

【3】平成26年度 続 初めての認知症介護 認知症介護チェック表 活用ガイド

認知症介護研究・研修仙台センター

https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_418_center_3.php